

大阪狭山市で創業をしませんか？

大阪狭山市とは



大阪府東南部に位置し、面積が 11.92 km²と南北に長いコンパクトな街です。市南部には、”狭山ニュータウン”という大きな住宅街や、高校・大学等の教育機関も整っており、住みやすいまちとして人気があります。また、大阪市中心部から直線距離で 20 km 圏内、鉄道では約 25 分で結ばれる交通の便のよい街です。

創業までの流れ



①市ワンストップ相談窓口で相談

ニーズに応じた情報提供や各種専門機関を紹介します。

②創業に関するノウハウを習得

創業に必要な4つのスキル「経営・財務・人材育成・販路開拓」が身につく講座等を紹介します。

③証明書の交付を受ける

ノウハウを習得したと認められる人に特定創業支援事業に関する証明書を交付します。

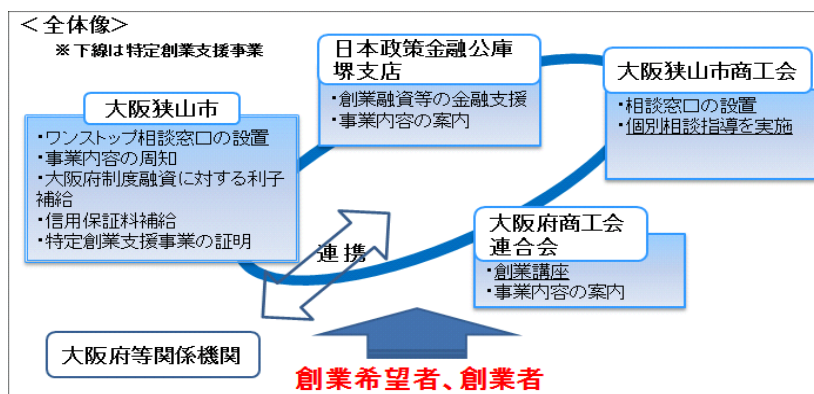
④創業する

特定創業支援事業に関する証明書を活用した支援メニューを紹介します。

創業支援ネットワーク



大阪狭山市で創業する人を支援するネットワークがあります。





大阪狭山市で創業するメリット

特定創業支援事業に関する証明書の交付を受けた人には次のメリットがあります。

★登録免許税の軽減

法務局で会社を設立する際、登記に必要な登録免許税が軽減されます。

- 株式会社または合同会社 資本金の0.7% ⇒ 0.35%
※最低税額の場合、株式会社設立 15万円 ⇒ 7.5万円
合同会社設立 6万円 ⇒ 3万円
- 合名会社または合資会社 6万円/件 ⇒ 3万円/件

★融資限度額の拡大

信用保証協会の無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が拡充されます。

1,000万円 ⇒ 1,500万円

※既に創業している人も保証枠が拡充します。

★創業関連保証の早期利用

信用保証協会の創業関連保証の特例が早く利用できます。

創業2か月前 ⇒ 創業6か月前



★新創業融資制度の要件緩和

日本政策金融公庫が行う創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度について、創業資金総額の1/10以上の自己資金要件を満たす人として利用できます。

その他“特定創業支援事業による支援を受けた人”を対象としている補助制度や優遇措置があります。詳しくは下記までお問い合わせください。



問い合わせ先

大阪狭山市市民部農政商工グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山1-2384-1

TEL 072-366-0011

FAX 072-367-1254

ホームページアドレス <http://www.city.osakasayama.osaka.jp>